

議案第 35 号

専決処分につき承認を求めることについて

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成19年3月31日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成19年5月14日提出

生駒市長 山下 真

専第 3 号

専 決 処 分 書

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「から第32項まで、第34項、第37項又は第38項」を「、第31項、第33項、第36項又は第37項」に改める。

附則第9条中「第15項、第16項、第35項、第37項、第41項、第44項、第45項、第47項、第48項、第50項、第51項、第52項、第53項、第54項、第55項若しくは第58項」を「第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項から第52項まで若しくは第55項」に、「第38項」を「第37項」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。